

平成 17 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社 USEN
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宇 野 康 秀
(コード番号：4842 ヘラクレス)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 佐 藤 英 志
電 話 番 号 (03 3509 7105)

キャンシステム株式会社の当社に対する反訴提起について

株式会社USEN（東京都千代田区、代表取締役宇野康秀、有線ラジオ放送業務届出事業者、電気通信役務利用放送事業者（衛星役務）衛役第 18 号、電気通信事業者 A-11-3490、一般建設業者東京都知事許可（般-12）第 114831 号）に対し、平成 17 年 7 月 27 日付けで、キャンシステム株式会社（東京都新宿区、代表取締役工藤宏氏、以下キャン社という）より、損害賠償請求（請求額 118 億 7973 万円及びそれに対する平成 16 年 7 月 10 日以降支払済みまで年 5%の割合の金銭）を内容とする反訴（以下本件反訴という）が東京地方裁判所に提起されました。

当社は、平成 17 年 7 月 3 日、キャン社を被告として、「有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律」等に違反するキャン社の営業に基づいて当社が被った損害の回復を内容とする損害賠償（請求額 142 億 9391 万 6666 円）及び 当社の過去の営業行為を理由とするキャン社の当社に対する損害賠償請求（交渉の際にキャン社より提示された請求額 91 億 5270 万 6205 円）についての債務不存在確認を求める訴訟を東京地方裁判所に提起しておりました。本件反訴は、東京地方裁判所に既に係属中の当社の前記債務不存在確認請求において当社がその不存在を主張しているキャン社の損害賠償請求について、同一訴訟手続の中で反訴という形式でキャン社が提起したものです。

本件反訴は、訴訟の推移によっては当社の経営成績に影響を及ぼす可能性はありますが、現時点ではその影響は軽微なものと考えております。当社としては、当社が損害賠償義務を負うことはないものと考えており、本件反訴について、今後、訴訟手続において、当方が債務を負うことはない旨主張・立証していくと共に、キャン社の違法営業に基づく損害賠償請求を積極的に主張・立証していく予定です。

以 上